

三十一 第50条《植林費の損金算入の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(分収造林契約の意義)</p> <p>50-2 50-1の分収造林契約とは、<u>公有林野等官行造林法を廃止する法律(昭和36年法律第88号)による廃止前の公有林野等官行造林法第1条、……</u> ……………</p>	<p>(分収造林契約の意義)</p> <p>50-2 50-1の分収造林契約とは、<u>公有林野等官行造林法第1条、……</u> ……………</p>

三十二 第52条の3《準備金方式による特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(積立限度超過額の認容)</p> <p>52の3-1 法人が、<u>特別償却対象資産に係る特別償却準備金(連結事業年度において積み立てた特別償却準備金を含む。以下52の3-3において同じ。)</u> の金額を益金の額に算入した場合……………</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた特別償却準備金の均分取崩し)</p> <p>52の3-3 合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下同じ。)が<u>措置法第52条の3第15項、第17項、第20項又は第23項の規定(同法第68条の41第15項、第17項、第20項又は第23項の規定を含む。)</u>により特別償却準備金の金額の引継ぎを受けた場合において、当該合併法人等の適格合併等(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下同じ。)の日を含む事業年度以後の各事業年度における当該特別償却準備金に係る措置法第52条の3第5項の規定の適用については、当該適格合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人</p>	<p>(積立限度超過額の認容)</p> <p>52の3-1 法人が、<u>特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額を益金の額に算入した場合……………</u></p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた特別償却準備金の均分取崩し)</p> <p>52の3-3 合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下同じ。)が<u>措置法第52条の3第15項、第17項、第20項又は第23項の規定により特別償却準備金の引継ぎを受けた場合において、当該合併法人等の適格合併等(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下同じ。)</u>の日を含む事業年度以後の各事業年度における当該特別償却準備金に係る同条第5項の規定の適用については、当該適格合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。以下同じ。)が当該特別償却準備金の積立てをした事業年度と当</p>

改 正 後	改 正 前
<p>又は事後設立法人をいう。以下同じ。)が当該特別償却準備金の積立てをした事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下同じ。)と当該合併法人等の事業年度とは区分して、かつ、当該被合併法人等が積立てをした事業年度において当該合併法人等が自ら積立てをしたものとみなして取り扱うものとする。</p> <p><u>当該適格合併等の日を含む連結事業年度後の事業年度における特別償却準備金に係る同項の規定の適用についても、同様とする。</u></p>	<p>該合併法人等の事業年度とは区分して、かつ、当該被合併法人等が積立てをした事業年度において当該合併法人等が自ら積立てをしたものとみなして取り扱うものとする。</p>

三十三 第55条～第57条の8《共通事項》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(合併等に伴う準備金の表示替え)</p> <p>55～57の8(共)－2 海外投資等損失準備金、金属鉱業等鉱害防止準備金等の準備金.....</p> <p>(注)</p>	<p>(合併等に伴う準備金の表示替え)</p> <p>55～57の8(共)－2 海外投資等損失準備金、自由貿易地域投資損失準備金等の準備金.....</p> <p>(注)</p>

三十四 第55条《海外投資等損失準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第55条《海外投資等損失準備金》関係</p> <p>(海外投資等損失準備金の積立ての対象となる新增資資源株式等の取得の意義)</p>	<p style="text-align: center;">第55条及び第55条の2《海外投資等損失準備金》関係</p> <p>(海外投資等損失準備金の積立ての対象となる新增資資源株式等の取得の意義)</p>

55-1

.....**新增資資源株式等（同号八に規定する資源特定債権を除く。）**
の取得は、同号イ又は口の規定に該当する**払込み又は分社型分割に伴う取得**
に限られるのであるから、.....**現物出資による取得又は基本通達**
1-5-5に定める転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の行使に
よる取得はこれに該当する。

（積立限度額の計算の基礎となる取得価額）

55-2

.....**当該特定株式等の取得に際し現実に負担した金額によること**
に留意する。

（分割払込みをした場合の積立ての時期等）

55-4

.....**当該払込みが2以上の事業年度（それらの事業年度のうち連**
結事業年度に該当する事業年度がある場合には、当該連結事業年度）にわた
って分割して行われるものである場合.....

（償還期間の判定）

55-6 **措置法令第32条の2第8項第2号.....**

- (1)
- (2)
- (3)

（海外投資等損失準備金の経理）

55-7 **海外投資等損失準備金（連結事業年度において積み立てた海外投資等**

55-1

.....**新增資資源株式等（同号八に規定する資源特定債権を除く。）**
の取得は、同号イ又は口の規定に該当する**取得に限られるのであるから、...**
.....**現物出資による取得又は転換社債の転換による取得はこれに該**
当する。

（積立限度額の計算の基礎となる取得価額）

55-2

.....**当該特定株式等の取得に際し現実に負担した金額（株式によ**
る利益の配当又は利益準備金の資本組入れにより取得した特定株式等につい
ては、その発行価額）によることに留意する。

（分割払込みをした場合の積立ての時期等）

55-4

.....**当該払込みが2以上の事業年度にわたって分割して行われる**
ものである場合.....

（償還期間の判定）

55-6 **措置法令第32条の2第7項第2号.....**

- (1)
- (2)
- (3)

（海外投資等損失準備金の経理）

55-7 **海外投資等損失準備金の金額は、原則として、その積立事業年度の翌**

改 正 後	改 正 前
<p>損失準備金を含む。以下同じ。)の金額は、原則として、その積立事業年度(措置法第55条第3項に規定する積立事業年度をいう。以下同じ。)の翌事業年度.....</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の均分取崩し)</p> <p>55-7の2 合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下55-7の2において同じ。)が措置法第55条第11項、第14項、第18項又は第22項の規定(同法第68条の43第10項、第12項、第15項又は第18項の規定を含む。)により海外投資等損失準備金の金額の引継ぎを受けた場合において、当該合併法人等の適格合併等(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下55-7の2において同じ。)の日を含む事業年度以後の各事業年度における当該海外投資等損失準備金に係る措置法第55条第3項の規定の適用については、当該適格合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。以下55-7の2において同じ。)が当該海外投資等損失準備金の積立てをした事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下55-7の2において同じ。)と当該合併法人等の事業年度とは区分して、かつ、当該被合併法人等が積立てをした事業年度において当該合併法人等が自ら積立てをしたものとみなして取り扱うものとする。</p> <p>当該適格合併等の日を含む連結事業年度後の事業年度における海外投資等損失準備金に係る同項の規定の適用についても、同様とする。</p> <p>(債権の返済等を受けた場合の取崩し)</p> <p>55-10資源特定債権(同法第68条の43第2項第6号八に規定</p>	<p>事業年度.....</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の均分取崩し)</p> <p>55-7の2 合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下同じ。)が措置法第55条第10項、第13項、第17項又は第21項の規定により海外投資等損失準備金の引継ぎを受けた場合において、当該合併法人等の適格合併等(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下同じ。)の日を含む事業年度以後の各事業年度における当該海外投資等損失準備金に係る同条第3項の規定の適用については、当該適格合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。以下同じ。)が当該海外投資等損失準備金の積立てをした事業年度と当該合併法人等の事業年度とは区分して、かつ、当該被合併法人等が積立てをした事業年度において当該合併法人等が自ら積立てをしたものとみなして取り扱うものとする。</p> <p>(債権の返済等を受けた場合の取崩し)</p> <p>55-10資源特定債権に該当する債権.....</p>

する資源特定債権を含む。)に該当する債権.....

(評価減をした場合の海外投資等損失準備金の取崩し)

55-11

.....当該事業年度前の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)から引き続き有している当該特定法人の株式等.....

(海外投資等損失準備金の基礎としなかった株式等がある場合の評価減)

55-14 法人が、当該事業年度前の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)から引き続き有している特定法人の株式等.....

(特定法人が適格合併をした場合)

55-15

.....措置法令第32条の2第21項.....

(換算差損を計上した場合の海外投資等損失準備金の取崩し)

55-16 法人が海外投資等損失準備金を積み立てている場合.....

(廃 止)

(評価減をした場合の海外投資等損失準備金の取崩し)

55-11

.....当該事業年度前の事業年度から引き続き有している当該特定法人の株式等.....

(海外投資等損失準備金の基礎としなかった株式等がある場合の評価減)

55-14 法人が、当該事業年度前の事業年度から引き続き有している特定法人の株式等.....

(特定法人が適格合併をした場合)

55-15

.....措置法令第32条の2第19項.....

(換算差損を計上した場合の海外投資等損失準備金の取崩し)

55-16 法人が措置法第55条の規定により海外投資等損失準備金を積み立てている場合.....

(特定海外債権の金額の円換算)

55-17 措置法第55条の2第1項第1号及び第2号に掲げる金額を計算する場合における同項第1号に規定する「基準日において有していた特定海外債権の金額」の円換算は、当該事業年度終了の時ににおいて有する外貨建特定海外債権の金額の円換算に用いる外国為替の売買相場(以下55-17において「為替相場」という。)と同一の為替相場により行う。

改 正 後	改 正 前
<p>(青色申告を取り消された場合等の海外投資等損失準備金)</p> <p>55-17 <u>海外投資等損失準備金勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告による申告をやめた後、再び青色申告書の提出の承認を受け、その後において海外投資等損失準備金勘定を積み立てた場合において、当該取り消され、又はやめる前に積み立てていた海外投資等損失準備金勘定(以下「旧準備金勘定」という。)の金額があるときは、旧準備金勘定と新たに積み立てた海外投資等損失準備金勘定とは区分して経理するものとする。この場合において、当該旧準備金勘定の処理については、措置法第55条第3項及び第4項の規定の適用はないが、措置法令第32条の2第13項から第15項までの規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(青色申告書以外の確定申告書等を提出する場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>55-18 <u>措置法第55条第6項に規定する「当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき」には、当該法人が次に掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれ次に掲げる事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときがこれに含まれることに留意する。ただし、法人が、それぞれ次に掲げる事業年度(①の事業年度を除く。)につき、法第122条第2項第4号、第5号、第7号又は第8号に規定する提出期限までに同条第1項の青色申告書の提出の承認申請を行い、当該事業年度につき法第121条に規定する青色申告に係る承認(以下「青色申告の承認」と</u></p>	<p><u>措置法令第32条の3第2項に規定する「基準日における特定海外債権の金額」の円換算についても、同様とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

いう。)を受けた場合には、措置法第55条第6項の規定の適用はない。

- (1) 法第4条の5第1項の規定により法第4条の2の承認を取り消された場合 最後の連結事業年度の翌事業年度
- (2) 法第4条の5第2項の規定により法第4条の2の承認を取り消された場合 最後の連結事業年度の翌事業年度
- (3) 法第4条の5第3項の承認を受けた場合 最後の連結事業年度の翌事業年度
- (4) 連結親法人事業年度の中途において分割型分割を行った場合 当該分割の日の前日を含む事業年度
- (5) 適格合併に伴い措置法第68条の43第10項の規定により海外投資等損失準備金の金額の引継ぎを受けた連結法人であり、その後、連結親法人事業年度の中途において分割型分割を行った場合 当該分割の日の前日を含む事業年度

三十五 第55条の3《自由貿易地域投資損失準備金》関係

改 正 後	改 正 前
(廃止) (廃止)	<p>第55条の3《自由貿易地域投資損失準備金》関係</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱いの準用)</p> <p>55の3-1 <u>措置法第55条の3第1項の規定による自由貿易地域投資損失準備金への積立額の損金算入等については、55-1から55-3まで、55-7から55-8まで及び55-11から55-14までに準じて取り扱うものとする。</u></p>